平成30年度

第2回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

平成30年5月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第2回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千島・海鴎に招集した。

<会議に付した議案>

| 議案第1号 | 千葉市農地利用最適化推進委員の委嘱について | 1件 |
|-------|-----------------------------|-----|
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 7件 |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 15件 |
| 議案第5号 | 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について | 2件 |
| 議案第6号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について | 2件 |
| 議案第7号 | 千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について | 19件 |
| | | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 3件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 16件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 55件 |
| 報告第4号 | 地目変更について | 29件 |
| 報告第5号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について (第5条) | 2件 |
| 報告第6号 | 平成29年の利用状況調査及び利用意向調査について | 別紙 |

<出席委員>(17名)

1番 石 井 一 也

3番 横 Щ 清亮

5番 清 宮 惠理子

7番 浅 JII 政 明

芳 和 9番 髙 橋

11番 秋 庭 重 樹

13番 郡 髙 夫 西

15番 元 治 齊 藤

17番 橋 本 泉

<欠席委員>(0名)

2番 市原 律 子

友 安 4番 小 Ш

6番 齊 藤 憲次

8番 長谷川 秀 明

洋 10番 竹 下

12番 中村 浩 道

14番 茂 久 (職務代理者) 伊原

衡 平(会長) 16番 長谷部

> 正 隆

章 子

<事務局説明員>

事務局長 松 浦 良 恵 次 長 岡本茂之 次長補佐 橘 藘 俊 朗 農地指導班長 今 井 農地利用最適化推進班長 福 悟 農地審査班長 江 上 島

開 会 (午前10時00分)

議長 (長谷部会長)

ただいまより、平成30年度第2回千葉市農業委員会総会を開会 いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。 はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順 となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号6番 齊藤 憲次委員、議席番号7番 浅川 政明委員 のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「千葉市農地利用最適化推進 委員の委嘱について」を上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号「千葉市農地利用最適化推進委員の委嘱について」ですが、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき千葉市農地利用最適化推進委員を委嘱しようとするものです。

欠員となっていた第3地区の推進委員について、2名の方からご 応募頂き、千葉市農地利用最適化推進委員選考要綱及び同選考要領 に基づき組織された、千葉市農地利用最適化推進委員選考委員会に より、4月下旬に書類選考及び面接試験を行い、結果として大宮良 文氏を候補者とするものです。

なお、議案書2ページの資料は、委嘱後の23地区の推進委員の 一覧表となります。

議案第1号の説明は以上でございます。

議長(長谷部会長)

議案書のとおり、第3地区の農地利用最適化推進委員を委嘱してよろしいか採決いたします。委嘱することに賛成の方は挙手願います。

議場

----- 举手 -----

議長(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、原案どおり決定とい たします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を上程いたします。

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審查第2班 (竹下班長)

ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。 はじめに第1項です。

本案件は第2項と関連案件ですので一括してご説明いたします。 お手元の資料1ページから3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区松波1丁目に在住の方が、第1項は義務者であります同区南生実町に在住の方が所有する同区同町の農地を、第2項は緑区刈田子町在住の方が所有する同区椎名崎町の農地を、新規就農のため、第1項は賃借権、第2項は使用貸借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、就農準備校での経験を生かし農業 経営を開始して、将来的に経営規模を拡大したい意向とのことで す。

申請地の取得後の作目は、第1項はじゃがいも、第2項は梅、栗及びカボチャを予定しております。

次に第3項です。

お手元の資料4ページをご参照ください。

本案件は第4項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

本案件は、権利者であります緑区平川町に本店を置く法人が、第3項は義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、第4項は同区越智町に在住の方が所有する同区平川町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。申請地の取得後の作目は、トマトを予定しております。

次に第5項です。

お手元の資料5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区宇那谷町に在住の方が、義務者であります静岡県伊東市に在住の方が所有する花見川区宇那谷町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、トウガラシ、大根及び水稲を予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区椎名崎町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギ、カボチャ及びキュウリを予定しております。

次に第7項です。

お手元の資料10ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区古市場町に在住の方が、義務者であります中央区村田町に在住の方が所有する同区浜野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ニンジン、ジャガイモを予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部 効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地 域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているも のと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長 (長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意 見等ございますか。

橋本委員

要望ですが、生産物の販売について、サポートしていただくよう にお願いしたいと思います。

議長(長谷部会長)

採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 举手 ———

議長(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」 を上程いたします。

それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審查第2班 (竹下班長)

ご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。 現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたし ます。

はじめに、第1項です。

第2項及び議案第4号第7項と関連案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料11ページから13ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸駐車場用地及び公衆用道路用地とするものです。

申請地は、JR総武本線都賀駅から北東に約1.3kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は住宅と農地が混在しております。 被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です。

お手元の資料14ページから16ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、貸駐車場用地とするものです。

申請地は、千葉北インターチェンジから南東に約700mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は住宅と農地が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、コンクリート板を設置し、土砂の流出を防止します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いもの と判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

| 議長 |
|---------|
| (長谷部会長) |

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意 見等ございますか。

| 質問・ | 意見等なし | |
|---------|-------|--|
| 質問・ | 意見等なし | |

質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、 挙手願います。

議場

—— 举手 ———

議長(長谷部会長)

賛成全員(賛成多数)でございますので、議案第3号及び議案第4号第7項は、許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」 を上程いたします。

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審查第2班 (竹下班長)

ご説明いたします。お手元の議案書4ページをご覧ください。 第1項から第6項につきましては、現地調査を実施いたしました ので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

お手元の資料17ページから19ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2kmに位置 する農地です。

農地区分は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地は原則転用不可ですが、農地法施行規則第35条第1項第5号に規定する、既存施設の2分1以下の拡張にあたるため、例外として認められるものです。

現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。 被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。 また、鋼板を設置し土砂の流出を防止します。

次に、第2項です。

お手元の資料20ページから22ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約1.5 kmに 位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロック及び土嚢を設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。

第4項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料23ページから25ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成千原線ちはら台駅から北東に約900mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留槽にて流出抑制 後、雨水管に接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。

第6項と一体案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料26ページから28ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、休憩所用地とするため、賃借権を設定するものです。由詩土地は、京成千原線なけら会駅から北西に約13kmに位

申請土地は、京成千原線ちはら台駅から北西に約1.3 kmに位置する農地です。

農地区分は、集団的に存在している農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可ですが、農地法施行規則第35条第1項第4号に規定する、県道沿いに設置される休憩所にあたるため、例外として認められるものです。

現況は農地で、周辺は農地と商業施設が混在しております。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留槽にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次の第7項ですが、先ほどの議案第3号で説明済みですので、第 8項に移ります。

お手元の資料29ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南東に約1.5kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透桝にて流出抑制後、側溝に接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第9項です。

お手元の資料30ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、JR外房線誉田駅から東に約500mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透槽にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第10項です。

お手元の資料31ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、武石インターチェンジから北東に約2kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透桝にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第11項です。

第12項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料32ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、第11項は所有権を移転し、 第12項は使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、JR外房線誉田駅から東に約1kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透桝にて流出抑制後、雨水管に接続します。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第13項です。

お手元の資料33ページをご参照ください。

本案件は、宅地の拡張用地とするため、所有権を移転するもので

す。

申請土地は、中野インターチェンジの北に位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第14項です。

お手元の資料34ページをご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR外房線土気駅から北西に約1.3 kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、フェンスを設置します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続中です。

次に、第15項です。

お手元の資料35ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.8 kmに 位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、既存ブロック及びフェンスにより土砂の流出を防止します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いもの と判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意 見等ございますか。

橋本委員

第5項について、県道沿いに設置されるとのことですが、この路 線名を教えてください。 事務局

県道千葉茂原線です。

斉藤委員

第12項について、義務者が3名いますがどういうことですか。

事務局

登記簿によると、相続を原因として3名へ所有権移転されています。

清宮委員

第1項について、再び同じように2分の1以下の拡張を申請したとすると、今回の申請面積を含めた面積の2分の1以下の拡張が認められることになるのでしょうか。

事務局

同一事業主体が、時間、空間を問わず一連の事業計画のもとに転用するときは、同一の転用案件となります。

新たな申請に至った経緯を慎重に確認してまいります。

清宮委員

もし再び拡張の申請があったときには、過去に拡張した旨を審議 の際に教えていただきたいです。

事務局

当然考慮すべき事項でありますので、それは議案説明の際に補足 事項ないし、説明事項として情報提供していきます。

議長 (長谷部会長) 他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長 (長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状 況確認について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審查第2班

ご説明いたします。

(竹下班長)

議案書の17ページをご覧ください。

第1項、2項ともに、千葉西税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。

花見川区内山町在住の農業相続人が、同区宇那谷町の田2筆、内山町の畑3筆、合計面積6,785㎡について、すべて自ら耕作の用に供していることを、4月25日の現地調査により、小林推進委員に確認していただきました。

第2項です。

花見川区長作町在住の農業相続人が、同町の田2筆、畑25筆、畑町の田2筆、天戸町の畑1筆、合計面積15,898㎡について、すべて自ら耕作の用に供していることを、4月27日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、 確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしまし た。

以上でございます。

議長 (長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意 見等がありましたら、お願いいたします。

---- 質問・意見等なし ----

質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、 挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長 (長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたしま す。

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審查第2班 (竹下班長)

ご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

第1項です。

若葉区東寺山町在住の方が所有しております、同区みつわ台1丁目の畑1筆、合計面積962㎡について、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、4月19日の現地調査により、鈴木推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

第2項です。

稲毛区宮野木町在住の方が所有しております、同区園生町の畑1 筆、合計面積612㎡について、買取り申出者の妻が農業の主たる 従事者であったことを、4月25日の現地調査により、鈴木推進委 員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の 「死亡」によるものです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、 確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしまし た。

以上でございます。

議長 (長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意 見等がありましたら、お願いいたします。

---- 質問・意見等なし ----

議長 (長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 举手 ———

議長(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。

議案第7号の「千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について」ですが、第19項の権利者が○○委員となっております。

議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第3

1条の規定により、議事に参与することができないとされております。

従いまして、第1項から第18項をはじめに審議、採決をいただき、最後に第19項の審議、採決をいたします。

それでは、第1項から第18項について事前審査第2班班長、説明 をお願いします。

事前審查第2班 (竹下班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項から第14項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、若葉区野呂町在住の農家の方、他6名の方の所有する同町の畑13筆、合計面積10,403㎡を賃借にて借り上げ、東京都八王子市緑町在住の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

続いて、第15項及び第16項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

緑区平川町在住の方が、同町在住の農家の方、他1名の所有する 同町の畑2筆、合計面積4,250㎡に賃借権を引き続き設定し農業 経営を開始するもので、設定期間はいずれも10年です。

続いて、第17項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区高田町在住の農家の方の所有する同町の畑1筆、面積3,000㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は1年です。

続いて、第18項は、中央区大森町在住の農家の方が、緑区平川町在住の農家の方の所有する同区高田町の畑3筆、合計面積4,055㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は1年です。

第1項から第18項までの合計面積は31,708㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長 (長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本委員

第1,2項について、八王子市から野呂町まで通作するのですか。 予定の作目は何ですか。 この方は認定農家ですか。

事務局

高速道路を使って通われるということです。 予定作物については、里芋等です。 千葉市の認定農業者の資格はとられておりません。

議長 (長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙 手願います。

議場

—— 挙 手 ——

賛成全員でございますので、議案第7号の第1項から第18項 は、原案どおり決定といたします。

続いて、第19項について審議しますので、関係委員については、 おそれ入りますが退室をお願いします。

議場

———関係委員 退室———

議長(長谷部会長)

それでは、第19項について、事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審查第2班 (竹下班長)

ご説明いたします。

第19項ですが、若葉区中野町在住の農家の方が、同区和泉町在住の農家の方の所有する同町の田1筆、面積3,606㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

本件につきましても、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等 ございましたらお願いします。

---- 質問・意見等なし ----

質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———

議長 (長谷部会長) 賛成全員でございますので、議案第7号第19項は、原案どおり 決定といたします。

それでは、事務局、関係委員の入室をお願いします。

議場

———関係委員 入室———

議長 (長谷部会長) 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第 1号から第6号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の29ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、 相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案 書の30ページまでに3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、 全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の33ページまでに16件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、 全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出につい て」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、 その旨の届出があったもので、議案書の43ページまでに55件ご ざいました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全 項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の44ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、議案書の45ページまでに29件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の46ページをご覧ください。

報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)」は、2件ございました。

内容につきましては、4月の総会で審議されたもので、4月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

続きまして報告第6号別紙をご覧ください。

平成29年度、利用状況調査及び利用意向調査につきまして、これまでその都度報告してまいりましたが、1年間のまとめができましたので、ご報告させていただきます。

なお、平成29年度の遊休農地調査状況につきましては、1,2、4,5,8,0の判定コード別でご覧のとおりでございます。

なお、利用状況調査の対象となりましたのは、125件でございます。

その結果、利用意向調査の結果につきましては、一番右の列でございます。

なお、利用意向調査連日分に対しまして、農地中間管理機構に3月5日付で通知を行いましたが、中間管理機構の回答におきましては、借受基準に該当せずという回答をいただいております。

報告は以上です。

議長(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ござい ましたらお願いいたします。

橋本委員

報告第6号について、中間管理機構からいずれもマッチングでき

ないというような報告ですけれど、この点について対策はなにかないでしょうか。

中間管理機構の千葉県園芸協会は、借り手が見つかっていないと受け付けない姿勢を取っています。

人・農地プラン中心経営体一覧表というものがありますが、これを 千葉県園芸協会に情報提供をすると良いのではないでしょうか。

事務局

中心経営体、その他担い手の方々という情報は、非常に有益だと 思いますので、効果的な手法を考えていきたいと思います。

秋庭委員

今回の報告での中間管理機構を利用したいと意向があった中で 貸し借りが成立した事例はないということですが、極端に言えばこれでは一方通行です。

千葉県園芸協会よりも、より地域に密着しているJAの方が地元の担い手や農地の情報も豊富に持っているのではないかと思います。

議長 (長谷部会長)

他にないようでございますので、これらは報告案件でございます ので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成30年度第2回千葉市農業委員会総会を 閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時00分)